

愛媛県歴史文化博物館中期運営計画

I 策定の趣旨

愛媛県歴史文化博物館は、愛媛県の歴史文化に関する県民の理解を深めるための学習機会を提供し、伝統を踏まえた展望のもとに新しい愛媛を築き、個性的で豊かな文化創造活動に寄与することを目的として、平成6年11月、設置されたものです。

当館では、今後の県民の歴史や文化に対する生涯学習ニーズに応えるため、平成16年度から5ヵ年ごとに「中期運営計画」を定め、21年度からは県と指定管理者とが連携して設置目的の効果的・効率的な達成を図ってきました。

その結果、児童・生徒層をはじめとする博物館利用者数の増加、博物館ボランティアの拡充や新常設展のオープンなどの成果があるが、当館に求められるニーズに対応するため、今後も引き続き、博物館が果たすべき使命と目標を具体的に定め、その達成を図る必要があります。

本計画は、前計画の取組の成果や課題などを踏まえ、「博物館法」第9条に、博物館の努力義務として、「運営の状況に関する評価等」が規定されていることに基づき、今後の当館の運営評価を行うための指針として策定するものです。

II 運営にあたっての基本的事項

愛媛の歴史文化に関する中核拠点として、当館の設置目的を達成するための具体的な目標を次のとおりとします。

1 施設の業務

(1) 博物館法に規定する事業

博物館法に規定する登録博物館として、次の事業を実施します。

- ① 愛媛県の歴史文化に関する資料の収集・整理・保存を行い、本県の貴重な歴史・文化資料を蓄積し、未来に伝えます。
- ② 愛媛県の歴史文化に関する調査研究活動を推進し、その地域的特性を明らかにするとともに、効果的な情報発信を行い、研究成果を県民と共有します。
- ③ 資料収集や調査研究の成果に基づき、愛媛県の歴史文化を総括的に理解できる展示や、四国遍路に関する展示を行うとともに、特別展・企画展を積極的に実施し、来館者の主体的な学習を支援します。
- ④ 様々な教育普及事業を実施し、県民が愛媛の歴史文化に親しむ機会を提供します。

(2) 生涯学習の促進及び援助

社会教育機関として、生涯学習の促進及び援助を行います。

(3) 施設の提供

施設の提供を行い、県民の利用に供します。

2 県民サービスの向上

絶えず展示内容や提供サービスの向上に努め、来館者の満足度の向上を図ります。

3 県民参画・連携

県民とともに創る博物館として、ボランティア等による県民の参画や交流を促進するほか、県内博物館をはじめとする社会教育・文化施設、学校や地域との連携強化を図り、地域貢献に努めます。

4 利用者増の取り組み

各種イベントの企画や施設のPR等により、今後一層の利用者増に取り組みます。

(指標)

総入館者数

平成 21、23、24 年度利用者平均+新常設当初目標 12.9 万人

→平成 30 年度 13.5 万人

III 計画の期間

中期運営計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

IV 実施事業と実施方針

II の目標を達成するため、当館が実施する事業と事業実施にあたっての方針を次のとおりとします。

1 博物館機能として実施する事業

(1) 資料収集・整理・保存事業

県民共有の貴重な文化財である資料を後世に伝えるため、愛媛県の歴史文化に関する資料を中心に収集し、整理・保存のうえ、展示をはじめ、館内外の諸活動への活用を図ります。

具体的には、収集した資料は、常設展・企画展等で随時県民に公開するとともに、特別利用や資料貸出しなどを通じ、愛媛県の歴史や文化に対する館外の多様なニーズに応えられるように努めます。

① 資料収集

- 資料収集は、展示、調査研究、教育普及等の博物館活動の充実を図る観点から、バランスのとれた、幅広い分野の資料を継続的に収集します。

ただし、歴史、民俗、考古等において本県の特色を顕著に示すテーマに関する資料及び四国遍路に関する資料については、その関連資料を含めて集中的な収集を図ります。

- 資料収集は、寄贈、寄託及び購入により行います。資料購入にあたっては、財源に留意しつつ、博物館活動に有効に活用できるもの、学術的意義のあるものを収集します。
- 県教育委員会所蔵の県内出土文化財についても、有効活用の観点から、毎年度資料借用を行い、展示や調査研究等に活用します。
- ホームページ等で資料収集の呼びかけや寄贈・寄託申請様式の配布を実施し、寄贈・寄託受け入れの周知を図ります。

② 資料整理・保存

- ・ 収集した資料は、性質に応じて、分類整理し、資料台帳に登録するとともに、整理の完了した資料については資料目録として発行し、調査研究・教育普及活動等に効果的に活用します。
- ・ 収集資料の良好な状態を保持するため、総合的有害生物管理（IPM）の考え方にに基づき日常的な温湿度・光量を管理して虫菌害の予防措置をとり、必要に応じて保存処理を施すとともに、資料の劣化を防ぐため燻蒸などの防除対策を講じます。
- ・ 収蔵資料のうち、破損するなど状態が悪いものについては補修を施し、貴重な資料を永く後世に伝えます。

(2) 調査研究事業

調査研究は、博物館事業の根幹をなす収集・整理・保存と展示や教育普及等を結びつける重要な事業活動であることから、引き続き重点的に取り組みます。

① 収蔵資料の内容に関する学術的な調査研究のみに止まらず、収集・整理・保管・展示・教育普及等に関する技術的な研究も実施します。

また、県内外の研究者との交流を行いつつ、館外の関連資料も幅広く調査して、収蔵資料に関する調査研究成果や情報を積極的に県内外へ伝えます。

② 学芸員は、調査研究計画に基づき、その専門分野ごとに愛媛県の歴史や文化に関する意義のあるテーマを設定し、継続的に研究を行います。

③ 調査研究の成果については、展示や各種講座、照会・相談等の博物館業務、学校をはじめとした館外の講演・講座への学芸員の講師としての派遣などを通じて広く県民に公開、還元するとともに、研究成果報告書(研究紀要)の発行や博物館ホームページでの公開により、県内外の施設及び研究機関・研究者等の利用に供します。

(3) 展示事業

常設展示、特別展・企画展等の展示事業は、館が保有する資料などを有効活用し、日頃の調査研究活動等の成果などについて、展示観覧者が歴史文化等への理解を深める機会を提供するものであり、質量ともに一層の向上を目指します。

① 常設展示

常設展示については、展示内容、展示手法を適宜見直して、部分的な展示替えを定期的にも実施することとし、リピーターにも楽しめる内容となるよう努めます。

(指標)

常設展示観覧者数

平成 21、23、24 年度平均観覧者数 4.75 万人→平成 30 年度 5.5 万人

② 常設展「密●空と海」

平成 24 年度に開設した新常設展「密●空と海」は、愛媛県を中心とする四国産の和紙を使って空海の生涯を表現した総合芸術作品であり、普及 PR に努めます。また、関連事業を積極的に行うとともに、計画期間中に展示替えを行い

ます。

③ 特別展・企画展

- ・ 特別展・企画展については、学芸員の調査研究成果を発表する場でもあり、県民にとって魅力あるテーマ、学術的意義のあるテーマを設定して開催します。
- ・ 特別展・企画展は、自主企画展のほか、他機関と連携し、県民にとって、時宜を得た興味を喚起するテーマの巡回展も実施します。
- ・ 収蔵資料を活用した手作り型の展示も随時実施し、常設展示の補完を図ります。

(指標)

企画展観覧者数

平成 21、23、24 年度累計観覧者数 10.6 万人（平均 3.5 万人）→

平成 26～30 年度累計観覧者数 18.5 万人（平均 3.7 万人）

④ 実施上の留意点

- ・ 展示室の展示環境について適切な管理に努めるとともに、展示品の定期的な点検を実施し、故障があった際は迅速に対応します。
- ・ 展示内容について、図録の発行、展示解説や展示会に関連する説明会・講座の実施などにより、観覧者の理解を深めるよう努めます。
- ・ 高齢者や子どもが展示内容を理解できるよう、解説パネルの文字の大きさやふりがな等に配慮します。
- ・ ボランティアによる展示解説を実施するとともに、観覧者の理解を深める支援方法を検討します。
- ・ 展示内容の概要をホームページに掲載し、県内外に広く情報発信します。
- ・ 企画展ごとに、その開催目的、想定する対象、期待する成果、展示方法、広報活動等を勘案のうえ目標を設定します。
- ・ 企画展の開催期間中はアンケート調査を実施し、その満足度や展示へのニーズを分析して、今後の展示に反映させるようにします。
- ・ 収蔵資料の有効活用、県内全域における観覧機会の拡充という観点から、市町等からの要望に基づき、県内の社会教育施設等と共催するミニ巡回展を、通常の博物館活動に支障のない範囲で実施します。

(4) 普及啓発事業

普及啓発事業は、常設展示などでは行き届かない専門分野・特定分野などについての学習機会を提供するものであり、引き続き充実を図ります。

① こども歴史館

こども歴史館においては、児童・生徒が五感を使いながら伝統的な歴史文化に触れることのできる体験空間づくりに努めます。

② 博物館講座

常設展示の理解を助け、愛媛の歴史文化に関する知識を深めてもらうため、歴史文化講座として、愛媛の歴史文化に関する講座、参加体験活動を伴う講座を実施します。

③ 歴史講演会

愛媛県の歴史文化に関する理解を増進するテーマの講演会を実施します。

④ 学校教育等との連携

- ・ 学校団体等に対し博物館の情報を随時提供するとともに、「学習ノート」をホームページ等で配布し、積極的な来館利用を図ります。
- ・ 学校や社会教育施設の要望に応じて、出前講座・授業補助・資料貸出・職員研修を実施するなど、他の施設との連携を図り、併せて当館の利用促進を図ります。
- ・ 要望に応じて、来館学校団体の児童・生徒・引率教諭を対象とした、親しみやすい学習プログラムを実施し、来館できない学校団体へは、体験型学習キット「れきハコ」の貸出し等を行います。

⑤ イベントの実施

- ・ 歴史文化を体感できる体験イベントや、指定管理者による自主事業等、博物館の設置目的を達成するための県民に親しまれるイベントを開催します。特に子ども向けのイベントや講座を積極的に実施し、子どもたちの学びと体験の場の設定や子育て支援に努めます。

(5) 県民参加の促進

① 情報公開

博物館法第9条の2の規定に基づき、博物館の事業に関する県民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの方々との連携及び協力の推進に資するため、当博物館の運営の状況に関する情報を積極的に公開します。

② 博物館友の会活動

「博物館友の会」は、当博物館を積極的に利用して、愛媛の歴史や民俗に親しむとともに、会員相互の親睦を深めることを目的に組織された団体であり、同会の活動を積極的に支援します。

③ 博物館ボランティアの推進

地域住民の博物館活動への参画と来館者サービスの向上を目的に、展示解説ボランティアや図書・資料整理ボランティア、普及啓発事業ボランティア等の活動を推進します。

④ 博物館実習・職場体験・インターンシップの受入れ等

学校団体が実施する博物館実習、職場体験、インターンシップ等については、要望に応じて受け入れを行うとともに、博物館に係る非常勤講師等の要望があった場合は、柔軟に対応します。

⑤ 博物館協議会委員の一般公募

博物館長の諮問に対し意見を述べる博物館協議会の委員について、一般県民から公募を行い、県民の意見を反映した博物館の運営に努めます。

(6) ネットワーク

愛媛県の歴史文化に関する中核機関として、以下の活動を行います。

① 県内外の関係機関との連携・交流

県内の博物館・資料館をはじめ、大学・社会教育機関・関係団体等との交流・連携に努めるとともに、県外の博物館との情報交換や共同企画の実施の検討等、広域連携を図ります。

② 博物館附属設備の提供

市町・団体等の依頼に応じ、撮影・くん蒸・保存処理等の博物館附属設備の利用機会を提供し、愛媛県内の各種歴史資料の保護・継承・活用に貢献します。

③ 専門的事項に関する助言・協力

国及び地方自治体等、関係機関からの依頼に応じ、委員会等への協力、調査協力等を通じ、専門的事項に関する助言・協力を行います。

④ 各種行政施策と連携した事業の実施

県政推進の観点から、愛媛県及び愛媛県教育委員会の各種行政施策と連携した事業の実施に努めます。

⑤ 地域振興への貢献

これまでの博物館機能に加えて、市町や地域の関係団体等と連携し、魅力ある施設として地域の観光振興等に貢献するよう努めます。

2 生涯学習の促進及び援助

社会教育機関として、生涯学習センター等と連携を図りながら、県民の生涯学習活動を支援するため、次の事業を実施します。

(1) 図書室の運営

無料開放の図書室については、引き続き図書・ビデオを無料で閲覧に供し、県民の生涯学習活動を支援します。

(2) 生涯学習講座（コミュニティ・カレッジ）の開催支援

愛媛県生涯学習センターが、心の豊かさや教養を高めるとともにふるさと愛媛を再発見し、また社会的課題に対応するため、年齢・性別・職業を問わずに学習できる場として、コミュニティ・カレッジを歴史文化博物館で開催する場合、その支援に努めます。

(3) NPO 等との共催事業

NPO 等との協働を促進するため、NPO 等から博物館との共催事業の実施に係る申出があったときは、事業の実施について配慮します。

(4) 学芸員による相談

県民の歴史に関する学習活動に資するため、学芸員が相談に応じます。

3 施設の提供

(1) 研修室等の利用促進

研修室、多目的ホールについては、有料で提供しており、引き続き県民の利用促進を図ります。

(2) エントランスホールの活用

エントランスホールについては、利用者の交流の場として積極的に活用を図ります。

V 広報の充実強化

より多くの県民が博物館を館内外で利用することにより、博物館事業の成果が還元されると言う観点からも、博物館の広報活動は施設の利用促進において重要であり、次のとおり広報活動を展開します。

1 情報発信機能の強化

博物館ホームページを一層充実させるとともに、各種の広報媒体を関係諸機関・団体（学校・社会教育施設・報道機関等）に適切に配布するなど、情報発信機能を強化します。

2 潜在来館者の掘り起こし

博物館事業（企画展等）の内容や実施時期を十分検討したうえで、効果的な広報を展開し、潜在来館者の掘り起こしに努めます。

3 広報活動の展開

当博物館の存在や諸活動を広く県内外へ周知するため、マスコミ取材や広告等を含めた様々な機会を捉え、積極的に広報活動を展開します。

4 誘致活動

学校、企業、関連団体等への誘致活動の実施など博物館の利用促進を図ります。

VI 県民サービス向上のために行う事項

県民に対するサービス等の向上のため、次の事項を実施します。

1 事業評価の実施

当館の展示及び各種事業の効果について、従来の利用者数、アンケート調査の分析に加え、資料貸出件数、講師派遣回数など、きめ細かな評価指標を複数設定して、これらに基づく事業評価を順次実施するほか、中期計画の進捗状況については、毎年度、博物館協議会へ報告、意見を求め、業務運営の改善に反映させます。

2 展示内容の充実

常設展、特別展・企画展等の展示解説の内容を充実させることはもとより、見やすさや分かりやすさなどにも配慮します。

3 電子メールの受付

ホームページ上に電子メール欄を設け、博物館に関する問い合わせや意見、各種事業への参加の申し込みを受け付け、利便性の向上を図ります。

4 開館日・開館時間の弾力化

来館者のニーズに応じ、開館日や開館時間を柔軟に設定します。

5 博物館資料の特別利用及び貸出

特別利用及び貸出可能な所蔵資料目録の整備を更に進めるなど、博物館資料や研究成果等について、県民の利用が促進されるような環境の整備に努めます。

6 講師派遣の充実

学校、公民館等の要請による職員の講師派遣については今後とも積極的に対応します。

7 障害者等に対する配慮

障害者、高齢者等の利用にも一段と配慮した快適な施設を提供していくため、動線、表示、展示方法の改善整備などに努めるとともに、要望に応じ障害者・高齢者向けの事業を実施します。

8 危機管理

来館者の安全及び施設収蔵資料の保全を図るため、安全管理マニュアルを作成して事故の予防保全に努めるとともに、消防・防犯・救命訓練等を実施します。

9 個人情報の保護

愛媛県個人情報保護条例第14条の規定により、個人情報を適正に取り扱います。

Ⅶ 収支に関する事項

1 指定管理者制度

指定管理者制度のメリットを生かし、効率的な経費執行と利用料金の確保に努めます。

(参考)

指定管理に係る委託料上限額 170,598 (単位：千円)

2 外部資金及び補助事業の導入

各種助成金の獲得や、各種補助事業を実施し、博物館活動の充実に努めます。

Ⅷ その他

計画策定にあたり、付随して次の事項を定めます。

1 組織・人材について

(1) 県と指定管理者の連携を密にして情報共有を図るなど、効率的な組織運営に努めます。

(2) 職員の適正な配置に努めるとともに、関係施設間での交流を促進します。

(3) 各種専門研修等を通じ、職員一人一人が職責を果たすために必要な能力や資質の向上に努めます。

2 環境負荷の削減

環境負荷の削減を目指し、光熱水費等の使用状況等を常時把握して節減に努めるとともに、施設の修繕や改修等を行う際は、よりエネルギー消費の少ない方法を積極的に採用します。また、展示物品の再利用や廃棄物の分別収集を徹底するなどリサイクルを推進します。

3 計画の変更等

本計画は、策定時点における諸事情に大きな変動がないことを前提条件として策定したものであり、県の予算や財政計画、組織再編などに伴い、財源や人員等に著しい変更が生じた場合は、計画期間中にもかかわらず、必要に応じて見直すものとします。